

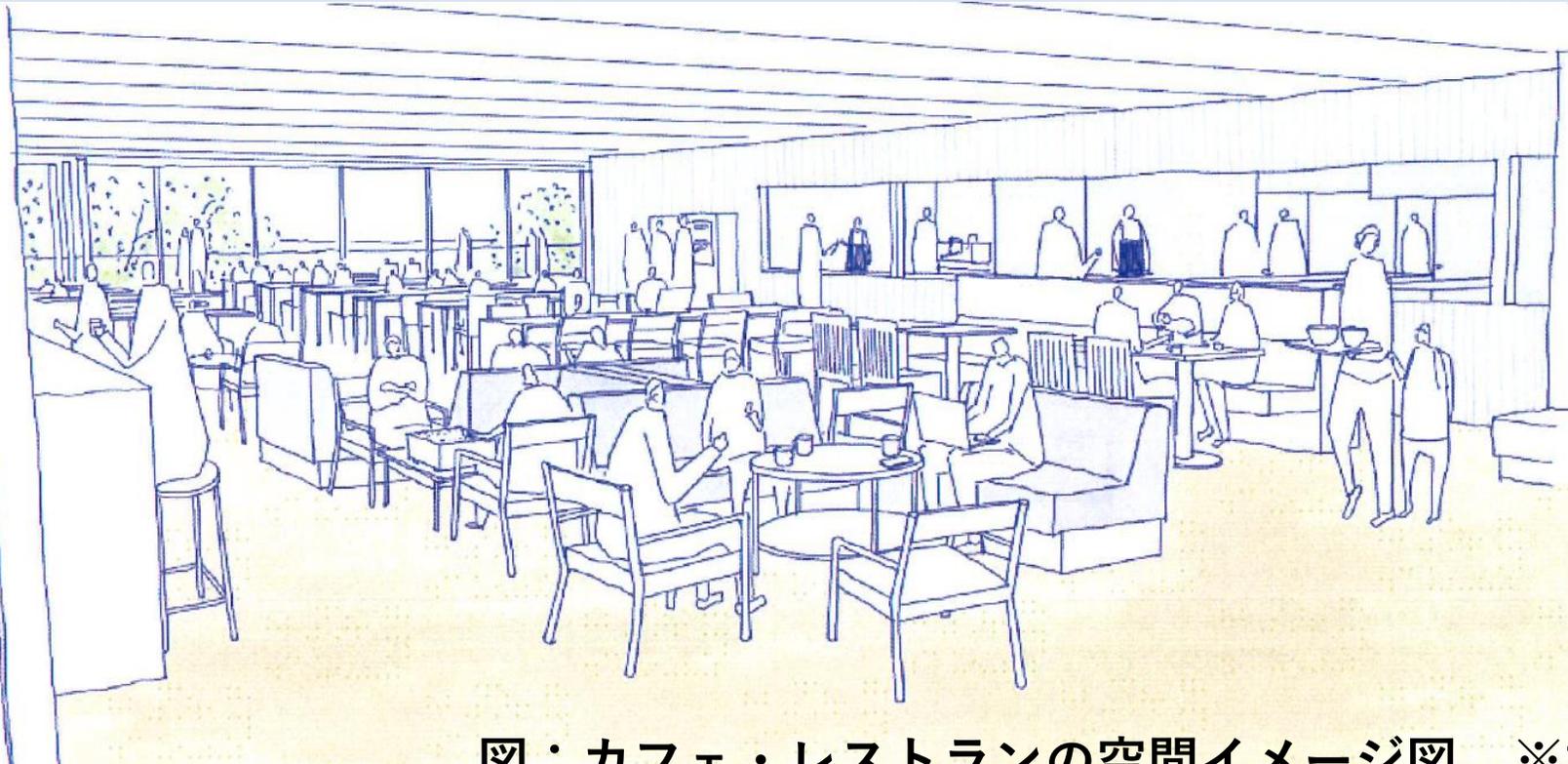
令和7年度 第1回 世田谷区長定例記者会見

令和7年4月30日
世田谷区

世田谷区本庁舎等整備

— カフェ・レストランの事業者が決まりました。 —

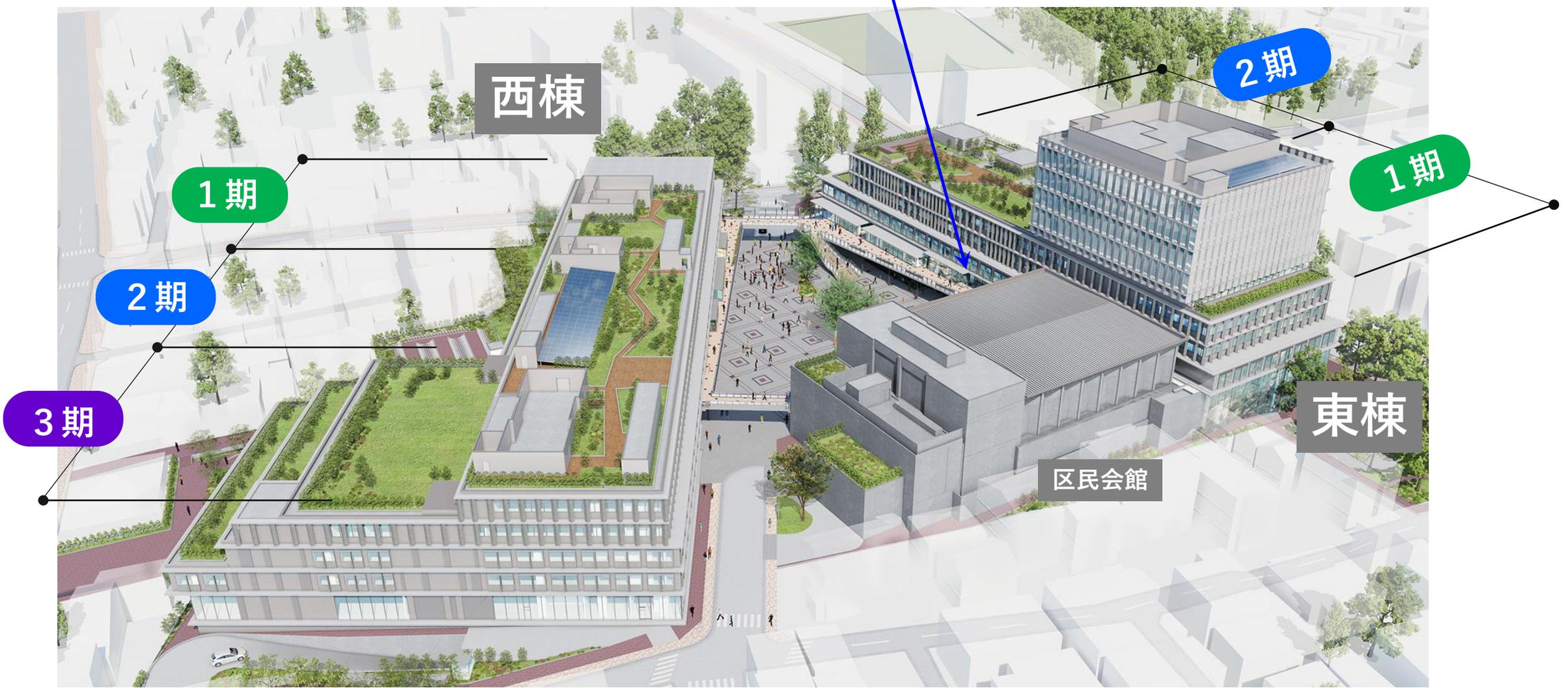
- 2期工事は、令和8年9月中旬頃に竣工予定。その後、東棟2階にカフェ・レストランを設置する。
- プロポーザルにより、「株式会社WAT（東京都目黒区）」を選定した。
- 今後、区と事業者とで厨房機器や内装等の協議を進め、令和8年10月中旬頃の開業をめざす。



図：カフェ・レストランの空間イメージ図 ※株式会社WAT提供

世田谷区本庁舎等整備

カフェ・レストランは、東棟2階のテラス沿い



図：新庁舎 全体パース ※ 3期全体完成は、令和11年4月末の予定

世田谷区本庁舎等整備工事の進捗状況

地表より約13mの深さまでの掘削を終え、現在、基礎工事を行っています。

東1期棟

東2期棟
建設現場

区民会館

地表より約13m

工事用の仮設通路

(令和7年4月9日撮影)



在宅避難支援事業（せたがや防災ギフト）結果報告



商品申込実績

● 申込率：76.4%

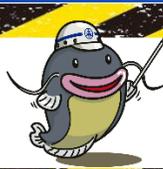
● 申込世帯数：380,395件



申込商品 TOP 5

順位	商品名	申込数	ポイント
①	緊急簡易トイレ30回分	37,669	3,000
②	モバイルバッテリー	30,272	3,000
③	ほっ！トイレセット	28,206	3,000
④	ポータブルソーラー充電器7W	24,911	6,000
⑤	生活消耗紙セット	24,546	3,000





アンケート結果報告 ※ WEB申込（全体の約6割）の方に実施

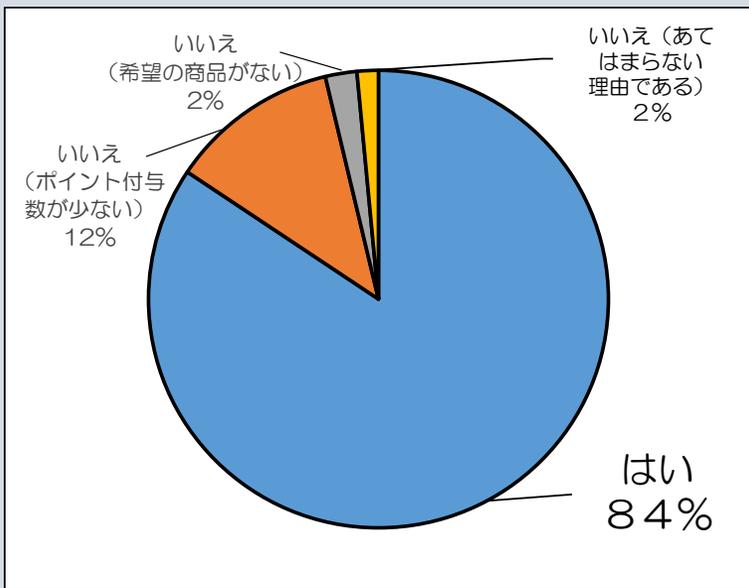
● 回答率：96%

● 回答数：210,789件

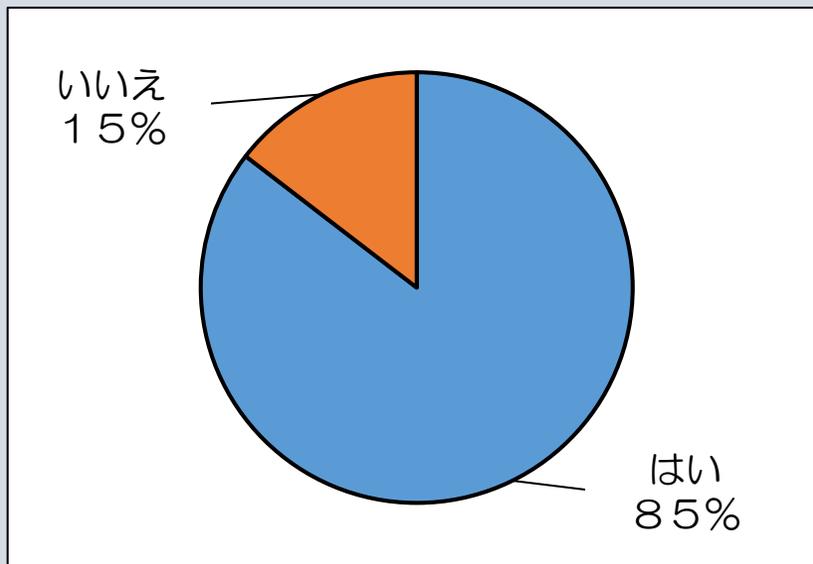


今回の事業について

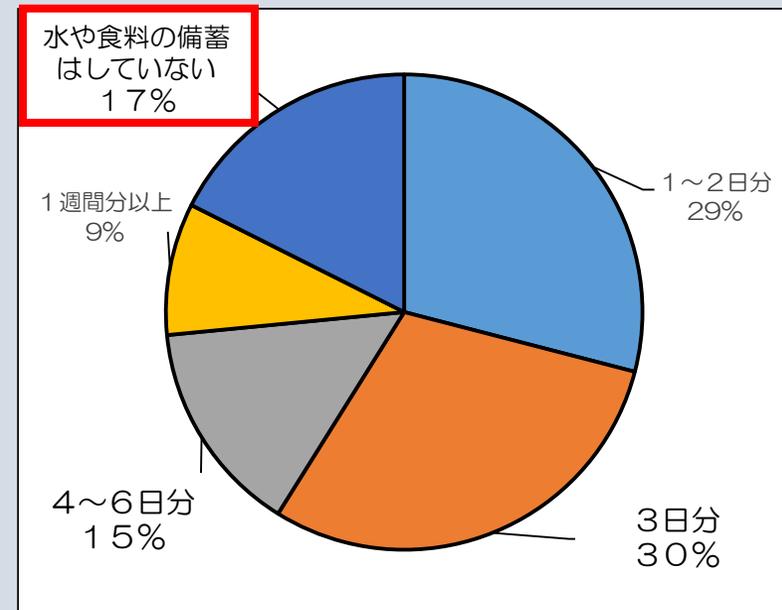
Q1. 今回の事業は、家庭での防災意識を高めたり、備蓄を促すのに有効だと思いますか。



Q2. カタログだけでは足りないものを自分で購入しようと思いますか。



Q3. あなたのご家庭では、災害に備えて水や食料は何日分備蓄していますか。





水や食料の備蓄をしていない世帯の状況

水や食料の備蓄をしていない世帯 商品TOP 5

順位	商品名	申込数
1	女性のための防災 15点セット	3,840
2	モバイルバッテリー	3,233
3	10年保存水 500ml × 15本	2,473
4	生活消耗紙セット	2,463
5	緊急簡易トイレ30回分	1,946

在宅避難をするための商品（電源や保存水、簡易トイレなど）の申込みが多い

Q4. 在宅避難をするためには、どのようなことが必要だと思いますか。

順位	商品名	割合
1	食料、飲料水、生活必需品の確保	92%
2	生活用品の確保	78%
3	トイレなどの衛生環境対策	69%
4	水、ガスなどライフライン供給	66%
5	電力確保	57%

食料、飲料水、生活用品、電力の確保、トイレへの関心が高い

備蓄をしていなかった世帯への備蓄を促進

集合住宅世帯の状況

Q5. 震度 6 強の大きな地震が発生した場合、どのような避難行動をとりますか。

回答内容	集合住宅		集合住宅以外
自宅が無事で危険がなければ自宅に留まる（在宅避難）	68.5%	<	76.1%
小中学校など地域の避難所に行く	24.3%	>	19.9%



**集合住宅世帯の
在宅避難の意識向上が課題**

Q6. 災害時に地域や近所の住民同士でどのような支援（手助け）ができると思いますか。

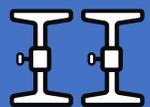
回答内容	集合住宅		集合住宅以外
安否確認（「大丈夫ですか」などの声かけ）	69.0%	<	79.5%
物資を運ぶ手助け	57.2%	<	59.8%
消火活動の手助け	43.2%	<	51.0%
一時的な保護・預かり	19.0%	<	24.1%
地域や近所と協力し合う関係性ではない	13.7%	>	7.5%



**集合住宅世帯の
共助の意識向上が課題**



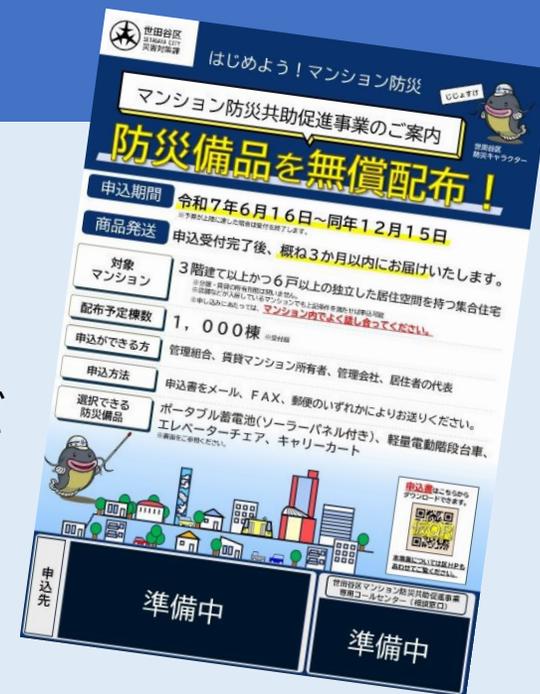
さらなる在宅避難の推進



マンション防災共助促進

防災備品を無償配布

- 1棟あたり最大30万円程度の防災備品
- 配布予定棟数：1,000棟（受付順）
- 対象マンション：3階建て以上かつ6戸以上の独立した居住空間を持つ集合住宅
- 対象物品：ポータブル蓄電池、軽量電動階段台車、キャリーカート、エレベーターチェアなど
- 申込期間：令和7年6月16日から同年12月15日まで
- 申込対象：管理組合、賃貸マンション所有者、管理会社、居住者の代表
- 申込方法：申込書をメール、FAX又は郵送のいずれかにより申請



在宅避難推進のための啓発

マンションに居住する約25万世帯にマンション向けの啓発冊子を配布
 場所や時間を選ばず手軽に在宅避難を理解できる啓発動画を配信

世田谷区
 マンション防災



「横尾忠則 連画の河」

会期

4月26日(土)～6月22日(日)

会場

世田谷美術館



《ボッスの壺》2024年 作家蔵



《連画の河を描く》2023年 作家蔵

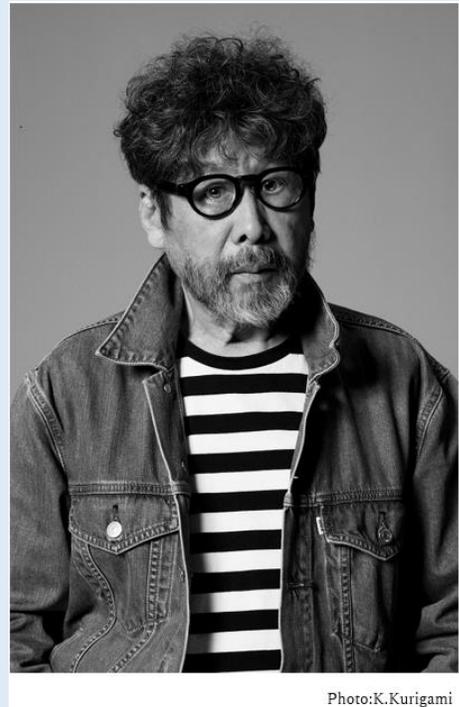


Photo:K.Kurigami

横尾忠則氏

同級生たちと撮った記念写真をイメージの起点とした「連画」の流れ



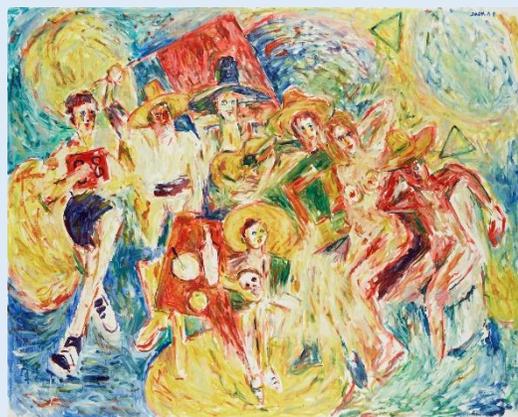
《記憶の鎮魂歌》1994年



《ボスの壺》2024年



《連画の河を描く》2023年



《メキシカンと農夫》2024年



《連画の河、タヒチに》2024年

第12回宇奈根の渡し

こども実行委員と地域の大人が操る和舟で多摩川を遊覧



地域の子もたちや大人が多摩川を遊覧する渡し舟で交流する、川崎市と世田谷区との包括協定締結記念行事



令和7年5月11日（日）開催
和舟に乗っての多摩川遊覧や陸上の遊びブースを楽しんでいただきながら、川崎市と世田谷区の子もたちの交流を行います

世田谷区子どもの権利条例

条例改正に向けた検討の経過

子ども・若者や地域の声を集める

小中学生・若者アンケート

子ども・若者ヒアリング

子ども・若者の声ポスト

子ども・青少年会議

パブリックコメント

子ども・若者と一緒に条例の中身を議論・検討する

子ども条例検討プロジェクト

子ども・子育て会議
子ども・青少年協議会

子ども条例を「子どもの権利条例」に改正！

子ども条例検討プロジェクト



中学生・高校生世代
参加者募集！

子ども条例
検討プロジェクト

中学生・高校生世代
の声を子ども条例に
反映させよう！

＜お申込みはこちら＞
申込み期間
全期間5月31日（金）
※いずれも午後5時から市役所まで

【日時】 第1回6月13日（木）
第2回6月20日（木）
第3回7月4日（木）
第4回7月11日（木）

【場所】 池之上青少年交流センター 音楽室
〒152-8531 世田谷区池之上3-1-1 徒歩15分
小田急線下北沢駅 徒歩15分

【対象】 区内在住、在学、在職の
中学生・高校生世代、12歳程度
応募人数の増減は知照を行います

主催 世田谷区子ども・若者部
子ども・若者支援課
TEL:03-5432-3026
FAX:03-5432-3026

【謝礼】 1,000円/1回

条例・計画できたよ！パンフレット

(クロスワードパズル)

タテ・ヨコのカギは、パンフレットの中身を読むと解ける！
手にとって、読んでもらえるように考えた仕掛けです



(めくりのデザイン)
パンフレットを開く時にも楽しさを！
こだわり部分は立体的に見えるように、
こだわってます

クロスワード

ひらがなで書いてね！
ヒントはすべてパンフレットの中にあるよ

タテのカギ

1. 「？」の空欄は、この条例の目的である「子どもの権利」の権利からこの条例で定められる「子どもの権利」
2. 「あそび」の空欄は、「条例の前文【子どもの思い】」に共通して出てくるカタカナの漢字
3. 子ども・若者のみなさんが、色々な場所と方法で、意見を言ったり「？」に入りました

ヨコのカギ

1. 困ったときに連絡できる場所
2. 「① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺」の中から理由でも差別されないなどの4つの一般原則が定められているのは「子どもの？」

せたホット (せたがやホットと子どもサポート)

悩みがある、困ったとき、話を聞いてほしいときは連絡してね。
秘密は必ず守るよ。

相談時間 月～金：午後1時～午後8時、土：午前10時～午後6時
(日曜、祭日、年末年始を除く) (ほつとにきゆうさい)

電話 フリーダイヤル **0120-810-293**

あ 会って、または手紙で 〒156-0051 世田谷区宮城3-15-15
子ども・子育て総合センター3階 せたホットあて

みんなで作ったよ! このパンフレットは、子ども版パンフレット編集会議にて、子ども・若者のみなさんと一緒に内容を考えたイラストを描いたりして作りしました。

発行：世田谷区子ども・若者部 子ども・若者支援課 計画担当「子どもの権利」周知啓発プロジェクトチーム
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 Tel03-5432-2528 FAX03-5432-3016
令和7年4月発行

子ども版パンフレット編集会議
で意見を出し合って、子ども・
若者のみなと一緒に作りしました



世田谷区保育の質ガイドラインの改訂について



世田谷区
保育の質ガイドライン



令和7年3月

世田谷区

わたしとの8つの約束

～世田谷区保育の質ガイドライン～

人生のはじまりの時間にいるわたしは
「なにしょっかな？」でいっぱいです。

- ・ わたしをかけがえのない一人の人として大切にしてください。
- ・ わたしの気持ちをきいて、受け止めてください。
- ・ わたしが選ぶのを待ってください。
- ・ いろいろな文化や心・からだなど、どんなわたしであっても大切にしてください。
- ・ わたしにとってもっともよいことは何かを考えてください。
- ・ 失敗したり、立ち止まったり、休んだり、ゆっくり進んだりする、そのままのわたしを見守って、かかわってください。
- ・ わたしの家族も大切にしてください。
- ・ わたしらしく育っていくことを支えてください。

今日も楽しかったね。明日もなんかいいことがあるかな。

子どもの権利を具体化する保育を目指して、 子どものつぶやきを受け止める

【生きる権利と成長・発達する権利】

- ◎わたしたちが安心して元気に育っていきえるようにしてほしい
- ・無理にひっぱったり、大きな声で怒ったりしないで
- ・いろんなところでいろんな遊びができるようにして



【子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利】

- ◎わたしをひとりのかけがえのない人として大切にしてほしい
- ・わたしがわたしであることを見つけ出すのを待って
- ・大人に言わないこと・やらないことは、わたしにも言ったり、やったりしないで
- ・わたしがやりたいようにしたらだめなときは、どうしてなのか、ちゃんと説明して
- そして、どうすればよいか、いっしょに考えて



【自由に自分の意見や思いを表明する権利】

- ◎わたしのことを見て、気持ちを聞いてくれると安心する
- ・ずっと見てるだけで楽しいんだ
- ・好きな色はムラサキ。今日は上の服が濃い、下の服は薄い色に決めたの
- ・わたしたちのけんかを勝手に終わらせないで



【差別されない権利】

- ◎いろいろなわたしを大切にしてほしい
- ・ぼくはスカートを履いて魔女役をやりたいんだ
- ・肌や髪の色や形がみんなとちがうからってからかわれるのは、ほんとうにいや
- ・わたしも一緒にやりたいの



<input type="checkbox"/>	先生はうまく伝えられない気持ちもわかってくれる。だからいっぱい話すよ。 ・ 子ども一人ひとりの言葉はもちろん、言葉にならない表出も丁寧に受け止め、いつでも安心して思いを表現できるよう援助していますか。
<input type="checkbox"/>	わたしがやることをどこかで見てて、気持ちをわかってくれる先生が大好き！ ・ 穏やかに見守り、必要に応じて温かく接していますか。 ・ 先回りの言葉がけや過干渉にならないよう気をつけていますか。
<input type="checkbox"/>	ここにあるおもちゃは全部おもしろいよ。たくさんあるから好きなものを選んでいいんだよ。 ・ 子どもの発達に合った玩具、遊具、素材、絵本が、いつでも手の届く場所に適切な量で用意され、子どもが自由に選び、主体的に遊びを展開できるように配慮されていますか。
<input type="checkbox"/>	園庭には葉っぱも石ころもなんでもあるよ。虫だってつかまえられるんだよ。 ・ 身近な自然物や素材に触れられる環境があり、子どもが好奇心や探究心を発揮して遊ぶ環境がありますか。じっくり取組める時間が保障されていますか。
<input type="checkbox"/>	わたしはいろんなあそびをいっぱいやりたい。 ダンスもお絵かきも粘土も、劇あそびだって大好き。 ・ 音楽やリズムに合わせて身体を動かしたり、絵画や造形、表現活動に無理強いされことなく、自ら興味を持って参加したり、多彩な活動に継続的に取組んでいますか。
<input type="checkbox"/>	友だちと一緒にあそぶのも、一人であそぶのもどっちも好き。 お部屋のソファはお気に入りの場所なの。 ・ 友だちと活発に遊べる場所や一人でじっくりと楽しむことができる場所、心身をゆっくりと休めたり、くつろげたりできる空間はありますか。またそれらに取組める十分な時間、何をしようかなと迷ったり、選んだりすることを温かく待ってもらえる時間は確保されていますか。
<input type="checkbox"/>	先生はいつもどこかで見ていてくれるけど、園庭のすみっこの秘密基地もしているかな。 ・ 施設内外に関わらず、職員は死角にならない立ち位置で子どもを見守っていますか。同時に子どもだけの世界も大切にしていますか。
<input type="checkbox"/>	先生たちはいつもきれいにお掃除してくれるから気持ちいいんだ。 わたしもお当番のときお掃除するよ。 ・ 施設内の清掃が行き届いており、保育室・トイレの清潔が保たれ、子どもが扱う玩具や備品等は行われていますか。
<input type="checkbox"/>	園庭も公園も春夏秋冬で変わるんだよ。お花見やお芋掘りもやった。 ・ 生活と遊びの中に、四季折々の身近な自然との関わりや季節の環境構成をしていますか。
<input type="checkbox"/>	何かおもしろいものがないか探検するのが大好き。夏の暑い日はお部屋で運動するよ。 ・ 園庭や散歩先の公園等では子どもが好みに歩き回り、面白いものを探す楽しさを存分に味わえるようにしていますか。屋内屋外どちらにも安全に身体を動かせる環境が用意され、身のこなしの上達に繋がっていますか。

わたしとの約束 (チェックリスト)

- 先生はうまく伝えられない気持ちもわかってくれる。だからいっぱい話すよ。
- ・ 子ども一人ひとりの言葉はもちろん、言葉にならない表出も丁寧に受け止め、いつでも安心して思いを表現できるよう援助していますか。

子どもの思いに耳を傾け、子どもの権利を保障した保育を行うことができるよう、これまでの職員視点ではなく、子どもの視点から記載しました。

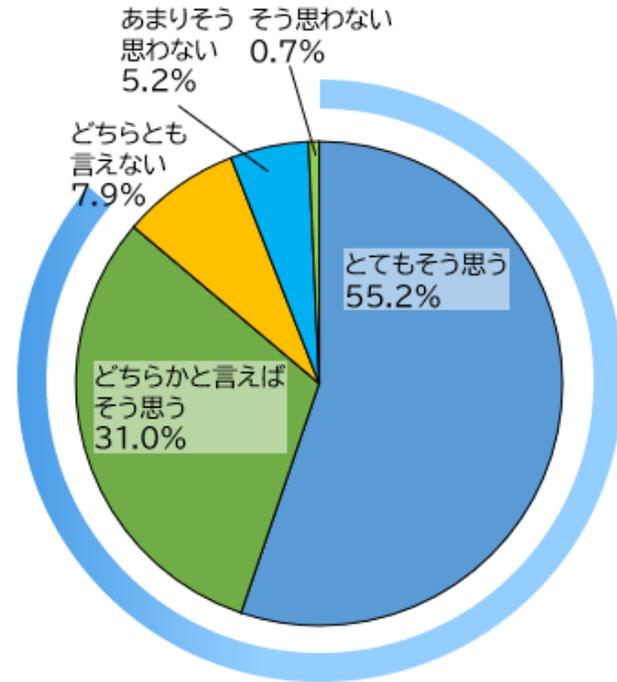


せたがやインクルーシブ教育ガイドライン

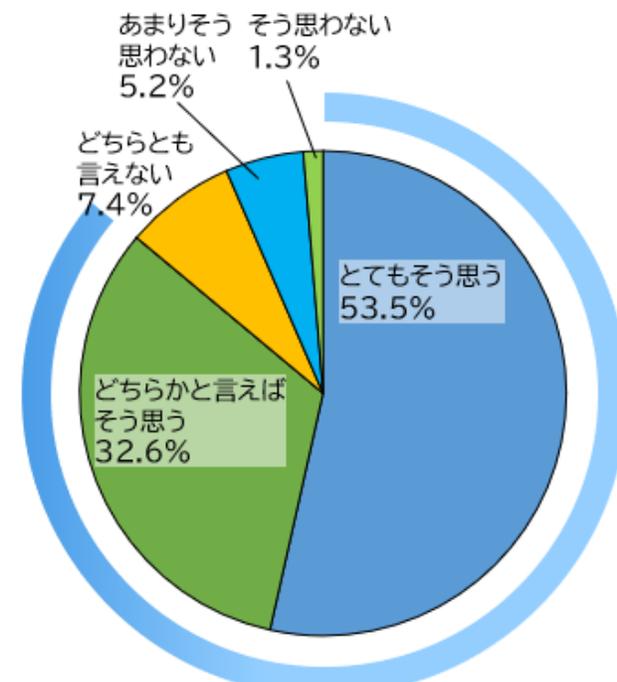
～子どもの主体的な成長を促す教育をしていますか？
共に学び、共に育つ教育をめざして～

令和7年3月
世田谷区教育委員会

支援が必要な児童・生徒への対応が難しいと感じている教員の割合 (令和5年度 区内教員アンケートより)



小学校 とてもそう思う
どちらかと言えばそう思う
86.2%



中学校 とてもそう思う
どちらかと言えばそう思う
86.1%

《自由記述》

- ・個に応じた対応が増加している中で教員の力を高めなければならないと感じている。
- ・生徒たちと全力で向き合いながら成長を手助けできる体制が必要。

区として、学校としての方向性を決めました

世田谷区がめざすインクルーシブ教育の基本理念

- 年齢、性別、性的指向及びジェンダー
アイデンティティ、国籍、障害等に関
わらず、全ての子どもが同じ場所で共
に学ぶ
- 相互理解と尊重が当たり前となるよう
な子ども同士のつながりを築く

具体的に、教育委員会は何をしてしてくれるの？

インクルーシブ教育を一步ずつ進めるにあたり学校全体が安心して実践できるための土台を整備します。

重点取組み1 保護者・学校・行政等と連携した一体的な取組みの推進

重点取組み2 学校現場への支援体制の拡充と人的支援の強化

重点取組み3 教職員・支援員等への専門研修の充実

重点取組み4 各学校に応じた環境整備の推進

重点取組み5 教育委員会事務局職員の理解促進

学校における行動コンセプト

コンセプト1

子どもたちが決める

学びの主人公である子どもの考えを大切にする。
子どもの自己決定を引き出す取組み

コンセプト2

一人ひとりに応じたきめ細やかな指導や対応の充実

最適な学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画（個別の指導計画）の策定に向けた校内体制の整備を行う。

コンセプト3

見守り、伴走する

「～ねばならない」からの脱却
子どもがもつ力を信じて、待ち、支援する。

コンセプト4

子ども同士のつながりを大切にする

「同じ場にいるだけの友達」ではないかわり
子どもたちが主体的にインクルーシブな学校をつくる。

コンセプト5

教員の専門性の向上

校内外での研修会の実施や事例の共有
学び続け、挑戦し続ける教員の姿

学校は
何をすればいいの？

インクルーシブ教育 行動コンセプトの実践ポイント

事例 1 対応の引継ぎと丁寧な調整に基づいた支援

うまく言葉を出すことが苦手な子どもへの配慮

事例 7 子どもが自ら心の安定を図る

クールダウンスペースを用いた支援

事例 2 子どもの就学先について

居住する地域の学校に通いたいという子ども・保護者への対応

事例 8 子どもたちのつながり

みんなで遊ぶにはどうしたらよいか主体的に考える

事例 3 子どもの学びたい思いに応える

知的障害のある子どもへの学習面での対応

事例 9 教育活動における保護者の協力

長時間歩行が困難な児童の遠足への対応

事例 4 地域の子どもたちが共に学ぶ

特別支援学校との副籍交流での対応について

事例 10 ヤングケアラー

家庭の事情が心配な生徒への対応

事例 5 子どもから見えている世界を理解する

本人の特性・課題についての対応

事例 11 思い込みや偏見

面談において、子どもの良いところを伝える時の対応

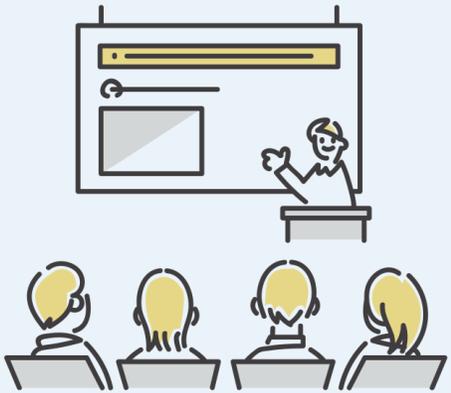
事例 6 保護者との連携について

海外から帰国し、編入した生徒の家庭との連絡方法

ガイドラインの活用



職員会議・校内研修等
保護者会・地域への発信



職員の自己研鑽

